

◇大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 1 保育所において行われる、乳児等通園支援事業を利用する場合の使用料及び使用料の減免の対象となる者の範囲を改めることにしました。
- 2 大阪市立柏里保育所を廃止することにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、市長が定める日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)